

# いのまき

ホームページ <http://www.i-houjinkai.jp>  
E-mail : info@i-houjinkai.jp

2016.11.30

212

号

発行／公益社団法人  
石巻法人会  
広報委員会

〒986-0032  
石巻市開成一番地35  
(石巻ルネッサンス館1F)  
TEL(0225)93-6704  
FAX(0225)93-6705

印刷／株松弘堂

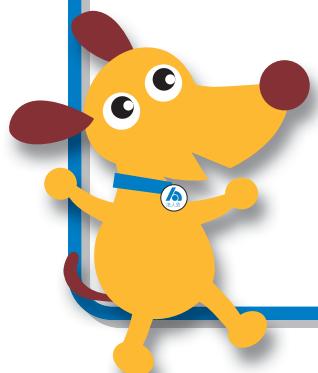


## 公益社団法人 石巻法人会 創立70周年記念式典

(写真提供：佐藤陽一氏)

### 主な内容

公益社団法人 石巻法人会創立70周年記念式典写真	P 1
創立70周年記念式典開催報告	P 2, 3
平成29年度税制改正提言 ～経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！～	P 4, 5
石巻の歴史から⑤「アラスカ物語」のモデル フランク安田	P 6, 7
事業報告	P 8~10
東京五輪を特需に終わらすな	P 11
石巻税務署より「消費税の軽減税率制度が実施されます」	P 12~15
新入会員の紹介及び行事予定・各セミナー予定	P 16





創立70周年記念式典・祝賀会  
**PHOTOリポート**



司会 女性部会  
三國 裕子さん

受付 女性部会

公益社団法人石巻法人会  
創立 70 周年記念式典・祝賀会

松本 賢会長挨拶



公益社団法人石巻法人会

創立 70 周年記念式典・祝賀会

来賓代表ご祝辞



仙台国税局  
課税第二部次長 斎藤 裕様



石巻市長代理  
財務部部長 久保 智光様



一般社団法人宮城県法人会連合会  
会長 菅原 一博様



乾  
杯



(写真提供：佐藤陽一氏・松本典彦氏)

## 全国の法人会で初めての創立70周年の歩みを祝い、さらなる充実発展を誓う！

本会の創立七十周年の記念すべき節目の年を祝う記念講演会・記念式典並びに祝賀会が十月二十七日(木)午後三時から石巻グランドホテルにて挙行されました。

記念講演会は、「人生はいつも“今”から」をテーマにプロスキー耶一で冒険家の三浦雄一郎氏を講師として一般公開で開催され、三百六十九名が聴講し大変好評を拍しました。

講師の三浦氏は八十歳を過ぎた現在も精力的に活動されており、数々の怪我や病に苦しみながらも八十歳でのエベレスト世界最高齢登頂を成し遂げました。

講演では医師に余命三年とまで宣告されたながらも奮起し、自身で設定した「八十歳でエベレスト登頂」の目標を達成するためそれに向けて日々の鍛錬を繰り返す大切さや、健康維持のために考えた食事の内容などをお話しされました。

講演の最後に三浦氏は「夢があれば、なんとかしようと思える。私の場合はそれがエベレストでしたが、皆さんも老いて負けることなく諦めず日々を輝かせる努力をしてほしい」と聴講者に語りました。

続いて開催された式典には仙台国税局課税第二部次長 藤井裕様をはじめ管内各所の首長・歴代石巻税務署長・石巻商工会議所会頭・各商工会会長・県内外法人会会長・各関係機関代表の招待者と会員を含め百六十八名が出席しました。

松本会長が式辞を述べたあと、来賓を代表して仙台国税局・石巻市長・宮城県法人会連合会長より全国に先駆けて石巻法人会が第一号として誕生したこと、発足からこれまでの歩みや関係について。また、会員と地域のために今後も事業活動の更なる活発化と今後さらなる飛躍を期待したい旨の祝辞をそれぞれ頂戴しました。

また、今回新たに作成した創立七十周年記念DVDを上映し、今日までのあゆみを出席された皆様と懐かしみました。

第二部の祝賀会では、開宴に続き筝貴会様の演奏にはじまり、石巻税務署長 佐々木伸様による乾杯のご発声、アトラクションでは桃生地区の伝統舞踊である「はねこ踊り」が披露され、会場は大いに盛り上がり来賓・会員が盃を交えて旧交をあたためました。

中締めには、高橋副会長の挨拶と小唄の披露もあり和やかななかに閉宴となりました。

### 三浦雄一郎氏による記念講演会



アトラクション



筝貴会様の演奏

桃生地区伝統のはねこ踊り

転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

- (2) 消費税の滞納防止は、税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## II

## 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

O E C D 加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
  - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
  - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

- (3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根

幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
  - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。
  - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
  - ③対象会社規模を拡大する。
- (3) 親族外への事業承継に対する措置の充実。
- (4) 取引相場のない株式の評価の見直し円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

## III

## 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのため、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。

法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届き、毎年、多くの改正の実現をみてきています。今回の税制提言を要約掲載いたします。



## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では、安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設げずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与えることから、成長を阻害することが考えられ、市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって、可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

ある。

- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### 3. 行政改革の徹底

「行政の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。

- (1) 国・地方における議員定数の大刀な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

軽減税率は事業者の事務負担が大きい、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを明確にしておきたい。

税率引き上げに向け、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税

## 石巻の歴史から ⑤

石巻市民がフランク安田こと安田恭輔(きょうすけ)のことを知ったのは、昭和三八年(一九六三)に刊行された「石巻市史第五巻」(人物篇)によつてでした。

それが全国的な規模で知られるようになるのは、昭和四九年(一九七四)に新田次郎の小説「アラスカ物語」が刊行されて以降であり、さらに昭和五二年(一九七七)に映画化(北大路欣也主演)されることで、より大勢の人々に知られるようになります。

※

安田恭輔は、明治元年(一八六八)十一月二十日に湊村(現在の石巻市八幡町)にあつた医業を営む安田家の静娯・いつの三男として生まれました。恭輔が十四歳になつた時、母親が病で亡くなり翌年には父親も後を追うように亡くなつてしまします。このことにより、恭輔は三菱汽船石巻支店の給仕となりますが、翌年会社が日本郵船会社を荻浜に創設したのでそちらに住み込むようになります。

り、やがて外国航路の船員試験に合格し、貨物船の見習い船員として日本を離ることになりました。彼が十九歳のことです。

こうして二年程外国航路の船員として働きますが、二十一歳の頃、船を下りサンフランシスコで農場や化粧品製造会社に勤めます。

しかし、彼はキャビンボーライとして再び船に乗ります。その船はベー

アーカー号という沿岸警備船でアラスカ沿岸の密漁監視や食料供給が任務でした。その船が予想外の寒波のために氷の中に閉じ込められてしまします。その状況の中で、食料が不足していることが分かり、彼に横流しの疑いがかけられます。追い詰められました。その船が駄目なら山の動物が獲

の後、彼は船長の許可を得て気象観測員としてポイントバローに残ることになりました。そこはアラスカ最北のエスキモー村ですが、交易所長のプロワー(唯一のアメリカ人)を頼つて生活することになりました。生肉も食べるフランクは、言葉や狩猟技術を覚え、鯨猟では一番鉛を打ち込むなどエスキモー社会でも認められる存在となつていきました。

順調に見えた生活が暗転します。

鯨猟が不漁なのは、よそ者のフランクが原因だと祈祷師が告げたのです。そこでプロワー所長に相談する

トム・カーテーという鉱山師を知ります。当時アラスカはゴールドラッシュにわきたつており、彼も金鉱を探していました。フランクはカーターと共に金山探しの旅に出ます

ました。その状況の中で、食料が不足していることが分かり、彼に横流しの疑いがかけられます。追い詰められました。恭輔が十四歳になつた時、母親が病で亡くなり翌年には父親も後を追うように亡くなつてしまします。このことにより、恭輔は三菱汽船石巻支店の給仕となりますが、翌年会社が日本郵船会社を荻浜に創設したのでそちらに住み込むようになります。このことにより、恭輔は三菱汽船石巻支店の給仕となりますが、翌年会社が日本郵船会社を荻浜に創設したのでそちらに住み込むようになります。

石巻市芸術文化振興財団

理事長 阿部和夫

## 「アラスカ物語」のモデル

# フランク安田

その後も不漁は続き、フランクが

原因ではないことが判明し二人は村

に呼び戻されました。今度は、危機を救えるのはフランクしかいないと

いうお告げに加えて、英語を話せる

こと、指導力があること等で村のリーダー・他との交渉役としての立

場を築いていきます。

彼は、海が駄目なら山の動物が獲

れるところへの移住を考え、そのための方策と資金のことを考えるよう

になりました。

そんな時、プロワー所長の紹介でトム・カーテーという鉱山師を知ります。当時アラスカはゴールドラッ

シュにわきたつており、彼も金鉱を探していました。フランクはカーテーと共に金山探しの旅に出ます

が、ネビロも同行しました。彼女は、女性の立場で移住可能な土地を確かめようとしたのです。ブルック

ス山脈を越えアラスカ内陸部に入ります。このことにより、恭輔はエスキモー娘と一緒にをよせていたエスキモー娘も一緒に村をすることになりました。

ネビロ(十六歳)との結婚です。フランクは二八歳でした。

その後も不漁は続き、フランクが

そこでシャランダラー鉱山と名付け

てカーテーがその経営にあたり、フ

ランクは約束通り利益の配分を受け



フランク安田とトム・カーター

ました。そしてユーロン河畔に移住の候補地を見つけました。そこで、ジョージ大島という人の助言で土地を買い上げ、建物の建設と登記を済ませました。

準備をすませたフランクは、フェアバンクスに戻り移住者を募り約二百人を引き連れて、氷と雪のブルックス山脈を越えて八百キロを三年にも及ぶ大移動を開始しました。目的地が近づいた時、解決しなければならない問題がありました。近くには生肉を食べるエスキモーを嫌うアサバスカンインディアンの居住区がありました。その人達の了解を取り付けることも必要でした。それも大島の助言のお蔭で解決して、インディアン居住区にエスキモー村が共存することになり、その地をビーバー村と名付けました。

昭和三十三年（一九五八年）、九〇歳になつたフランクは、十九歳での出国以来再び日本の土を踏むことなく亡くなつてしましました。

※  
フランクの死後、アラスカ州議会

移住後に取り組んだのは、様々な生活習慣の改善でした。特に「妻貸し」に対しては、村からの退去という厳罰を科して悪習を無くしました。また交易の手段の整備をし、テントやビーバー、イタチ等の毛皮の販売をすることで村を富ませました。それだけではなく、彼は、戸籍係、代書屋、銀行屋、商店主、身の上相談と八面六臂の活躍をしました。マスコミは、彼のことを「ジヤパニーズモーゼ」と讃えました。

昭和十六年（一九四一）日米間に戦争が起きると、フランクは敵国人として強制収容所に入れられました。フェアバンクスの人々から釈放して欲しいとの嘆願書が出されるほど、人々に信頼されていました。終戦の翌年、彼は釈放されビーバー村に戻りますが、その時七八歳になつていました。やがて、村の勢いはなくなつていきました。毛皮の需要が減つたことと若者が村に戻つてこなくなつたからです。



フランク安田と妻ネビの墓

ち込みました。それが契機となり市民有志で「メモリアルポトラッヂ実行委員会」が結成され、三つの事業が実施されました。ビーバー村での法要への参加、修学旅行一行の受け入れ、そして日和山への顕彰碑の建立と命日に合わせての慰霊祭の実施です。実行委員会では、これ以後の顕彰啓発運動を、「フランク安田友の会」を結成しそこに引き継ぎ現在に至っています。そして平成二五年（二〇〇九）に宮城県教育委員会が刊行した「みやぎの先人集 未来への架け橋」にとりあげられて石巻市だけでなく県内の児童生徒にも読んで貰えるようになりました。



日和山にある新田次郎の句碑とフランク安田顕彰碑

# 事業報告

本部会  
青年部会  
女性部会

## 本部会 移動検診車による定期健康診断

日 時 平成28年7月9日(土) 8:30~14:30  
 会 場 石巻ルネッサンス館  
 担当医療機関 一般財団法人 宮城県成人病予防協会

日 時 平成28年9月24日(土) 8:00~11:00  
 会 場 石巻ルネッサンス館  
 担当医療機関 医療法人社団 進興会  
 センダイ総合健診クリニック

日 時 平成28年11月26日(土) 9:30~11:30  
 会 場 石巻ルネッサンス館  
 担当医療機関 一般財団法人 宮城県成人病予防協会



## 簿記実務講座(全6回)



日 時 平成28年7月11日(月)~22日(金)  
 18:00~20:00  
 会 場 石巻商工会議所  
 参加者数 54名(内会員54名)

## 石巻税務署へ表敬訪問



日 時 平成28年7月20日(水)  
 10:00~10:30  
 会 場 石巻税務署  
 参加者数 正副会長より3名

## 新設法人説明会



日 時 平成28年8月22日(月)  
 14:00~16:00  
 会 場 石巻ルネッサンス館  
 参加者数 23名(新設法人のみ)

## 河南桃生支部主催 楽天イーグルス観戦バスツアー



日 時 平成28年8月28日(日)  
 13:00~22:30  
 会 場 楽天koboスタジアム宮城  
 参加者数 47名(会員・非会員含む)

## 税務研修会(各支部)

**女川支部** 日時 平成28年8月31日(水) 14:30~16:00  
 会場 女川町まちなか交流館 参加者数 14名(内会員10名 他4名)

**かほく支部** 日時 平成28年9月5日(月) 15:30~17:00  
 会場 石巻かほく商工会 参加者数 20名(内会員10名 他10名)

**東松島支部** 日時 平成28年9月6日(火) 15:30~17:00  
 会場 東松島市商工会 参加者数 18名(内会員9名 他9名)

**河南桃生支部** 日時 平成28年9月23日(金) 15:30~17:00  
 会場 河南桃生商工会 参加者数 16名(内会員11名 他5名)

**石巻支部** 日時 平成28年9月27日(火) 14:30~16:00  
 会場 石巻グランドホテル 参加者数 26名(内会員20名 他6名)

## 総務管理講座(全7回)



日 時 平成28年10月4日(火)~25日(火)  
 15:00~17:00  
 会 場 石巻ルネッサンス館  
 参加者数 19名(内会員19名)

## 第33回 法人会全国大会 長崎大会

日 時 平成28年10月20日(木)  
 14:00~18:30  
 会 場 長崎ブリックホールほか  
 参 加 者 松本 賢 会長  
 和賀井啓之 副会長



**第34回 法人会親睦ゴルフ大会**

日 時 平成28年11月2日(水)  
8:00~16:00  
会 場 宮城カントリークラブ(仙台・松島コース)  
参加者数 40名(内会員38名 他2名)

**年末調整説明会(四か所)**

日 時 平成28年11月14日(月)~17日(木)  
13:30~15:30  
会 場 女川町役場  
東松島市コミュニティーセンター  
石巻河北総合センター

**報連相のコツ!セミナー**

日 時 平成28年11月28日(月) 13:30~16:30  
会 場 石巻グランドホテル  
講 師 株日本マネージメントリサーチ講師  
大谷 更生 氏  
参加者 21名(内会員21名)

**平成29年度  
税制改正に関する提言活動**

日 時 平成28年11月24日(木) 11:30~16:30  
提言先 石巻市・石巻市議会・東松島市・女川町・安住淳事務所・勝沼栄明事務所  
参加者 正副会長6名 他2名



**青年部会 宮城県青連  
平成28年度第1回研修会事業**



日 時 平成28年6月24日(金)  
15:00~16:30  
会 場 天然温泉いい湯(大河原町)  
参加者数 2名(木村部会長、他1名)

**宮城県青連  
県内部会員交流事業**



日 時 平成28年7月20日(水)  
16:00~18:00  
会 場 サンシャインボウル(仙台市)  
参加者数 5名(部会員4名、他1名)

**第30回全国青年の集い北海道大会**



日 時 平成28年9月8日(木)  
会 場 旭川大雪アリーナほか  
参加者数 5名(部会員4名、他1名)

**租税教室(青年部会・女性部会合同)**



日 時 平成28年9月21日(水)  
会 場 石巻市立二俣小学校  
参加者数 4名(部会員のみ)



**仙台中・登米・石巻三単位会交流会**



日 時 平成28年10月5日(水)  
17:00~21:00  
会 場 電力ビル会議室・LAPAIX  
参加者数 20名

**税を考える週間イベント  
「税はみんなの応援団」(青女合同)**



日 時 平成28年11月12日(土)  
会 場 イトーヨーカドー石巻あけぼの店  
参加者数 18名(内部会員11名 他7名)  
来場者数 198名

**婚活事業「Koikon 仮面舞踏会」**



日 時 平成28年11月19日(土)  
18:30~21:00  
会 場 石巻グランドホテル  
参加者数 41名(会員・非会員含む)

**骨髓バンク「いのちの輝き展」**



日 時 平成28年11月26日(土)  
13:00  
会 場 イオンモール石巻  
出 席 木村知樹部会長 他1名

**女性部会 金沢法人会女性部会との交流会**



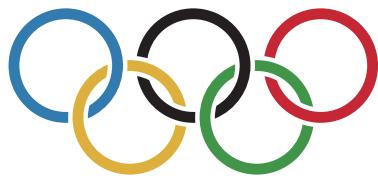
日 時 平成28年10月2日(日)~4日(火)  
会 場 金沢ホテル  
参加者数 48名(内部会員11名 他37名)



**防災料理教室**

日 時 平成28年10月6日(木)  
11:00~13:00  
会 場 JAいしのまき  
参加者数 14名  
(内部会員11名 他3名)





## 東京五輪を特需に終わらすな

日刊工業新聞社 岡田直樹

リオデジャネイロから東京へ、オリンピック・パラリンピックのバトンが渡された。2020年東京大会は公共事業などを通じた日本経済の活性化に期待が高まる一方で、「東京や一部の大企業が潤うだけなら、東京と地方の格差が拡大しかねない」と経済効果の偏りを懸念する向きもある。

1964年東京大会は公共投資で9895億円、波及効果を含めると2兆円近くの経済効果があったといわれる。2020年大会の経済効果は桁違いに大きい。日銀の試算では、観光や建設の需要増加により、14年から20年までの実質国内総生産(GDP)の押し上げ効果は累積で約25~30兆円に達するという。だが特需に終わらせてはならない。大会遺産を中小企業の競争力強化や地方創生に生かせる仕組みをつくり、五輪の新たな価値とともに、成熟した21世紀の日本にふさわしい、しなやかな叡智を世界に示したい。

今年4月、国や東京都、大会組織委員会の調達案件や官公庁の入札案件を掲載し、中小企業のビジネスマッチングを後押しするポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ2020」が開設されたことは、そうした試みの第一歩と受け止めたい。運営にあたる東京都中小企業振興公社では、年末までに1万社の登録をめざし積極的に利用を呼びかけている。加えて、大会遺産を地方の中小企業が受注機会の拡大などに生かせるよう、東京大会に製品やサービスを提供した企業に官民連携組織などが『お墨付き、を与える日本版「供給者認証スキーム」の創設を提案したい。

英国は12年ロンドン大会の経済効果を中小企業や地方へ波及させることに成功している。その基盤になったのが、公共調達で売り手と買い手を繋げる「コンピート・フォー(Compete For)」だ。官民連携組織が運営する無料のウェブサイトサービスで、事業者の登録情報を検索できる。これまで18万5000社を超える企業が登録し、1万6000件を超える事業に利用されている。注目すべきは受注した企業の75%が中小企業で、しかも3分の2はロンドン以外の事業に利用されていることだ。

そこには「供給者認証スキーム」という、もう一つの仕掛けがある。英国オリンピック委員会が大会関連受注企業に対して申請に基づきライセンスを付与することで、単独では発信力が弱い地方の中小企業でもロンドン大会の実績を海外にアピールできる。ライセンスを強みに14年ブラジル・ワールドカップやリオ大会では、総額1億2000万ポンド(約191億円)の契約を受注できた。「コンピート・フォー」で参加企業の裾野を広げ、「供給者認証スキーム」で大会遺産の効果を持続させている。

日本でも地方の中小企業が大企業と連携し、東京大会の招致や運営のノウハウをパッケージ化したうえで供給者認証によるライセンスを強みに、国内外で行われる様々なスポーツイベントを組成できれば、日本製品の需要拡大や輸出促進に期待が持てよう。さらにはイベントの組成を通じて、文化的、歴史的な魅力を海外へ継続的に発信できれば、外国人客を呼び込み、観光大国実現の後押しになるかもしれない。

ただし系列取引が中小企業の参入を妨げることがないよう、大手の発注企業には非系列企業から一定割合を調達するルールを課したり、大会後に製品やサービスの品質を担保したりする仕組みづくりが課題になろう。英国のモノマネではない、モノづくり立国的心意気や創意が溢れるものにしたい。

20年東京大会は、新国立競技場建設設計画やエンブレムの白紙撤回など、出だしから不手際が続く。巨大なハコモノづくりに傾斜し、内実が不透明なまま会場整備費が膨れあがっていることに不信感が募っている。ハコモノは整備費のみならず、将来世代に維持費というツケを残す。今からでも遅くはない。クリーンでスマートという初志に立ち返るためにも、ハコモノはできる限り簡素にし、大会遺産を中小企業振興やソフトパワーの海外発信に活かせる道筋づくりに知恵を絞りたい。

### [筆者紹介]

岡田直樹(おかだ・なおき) 1984年日刊工業新聞社入社。記者として、さいたま総局、金融、電機、情報通信、経済産業省、総務省、金融庁、内閣府などを担当。論説委員、南東京支局長、論説委員長、日刊工業産業研究所長を経て、企画調査部長。埼玉県出身、57歳。

平成31年  
10月1日～

# 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成28年4月  
国 税 庁  
平成28年11月改訂

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 1.76%） (注) 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。</li> <li>仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等<sup>(注1)</sup>の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等<sup>(注2)</sup>の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。</li> </ul> <p>(注) 1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。</li> <li>区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。</li> </ul>

※消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

## 課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり  
例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパー・マーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり  
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- 申告時の税額計算  
※仕入れのみの場合は②と③

- 軽減税率の対象となる品目
  - 帳簿及び請求書等の記載と保存
  - 税額計算の特例
- をご覧ください。

## 免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 軽減税率の対象となる品目
  - 帳簿及び請求書等の記載と保存
- をご覧ください。

## 1 軽減税率の対象となる品目

## 課税事業者・免税事業者の方

## 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。  
なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

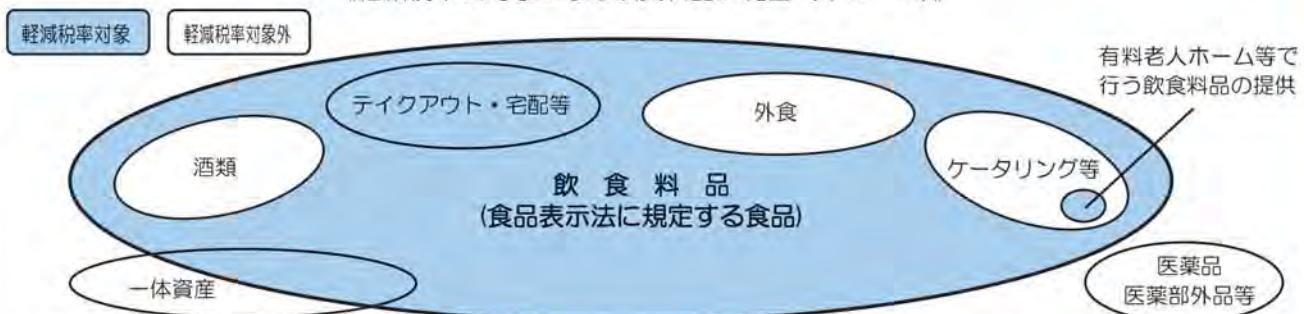
詳細は次ページ

## 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

## 1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



### 主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

## 2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

- （注）1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。  
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

### 《区分記載請求書等の記載例》

○○御中		
請求書		
平成31年11月分 87,200円（税込）		
11/1	牛肉	5,400円
11/3	小麦粉	2,160円
:	:	
11/27	しょうゆ	3,240円
11/30	ビール	6,600円
合計		87,200円
		(10%対象 44,000円)
		(8%対象 43,200円)
△△(株)	「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。	

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

### 3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなります。但し、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

※ 平成28年11月の税制改正により、

- ① 適用対象となる期間が変更されました。
- ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

#### 売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な 中小事業者（注）
内容	<p>卸売業・小売業に係る売上げに<u>小売等軽減仕入割合</u>を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{小売等軽減仕入割合} = \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額(税込み)}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額(税込み)}}</math> </div>	<p>売上げに<u>軽減売上割合</u>を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{軽減売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額(税込み)}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額(税込み)}}</math> </div>	<p>①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算</p> <p>（注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象</p>
適用対象	<p>以下の期間において行った課税資産の譲渡等</p> <p>平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間</p> <p>※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p>		

#### 仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	<p>卸売業・小売業に係る仕入れに<u>小売等軽減売上割合</u>を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{小売等軽減売上割合} = \frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額(税込み)}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額(税込み)}}</math> </div>	<p>簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能</p> <p>（参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要</p>
適用対象	<p>以下の期間において行った課税仕入れ</p> <p>平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間</p> <p>※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。</p>	
	<p>以下の課税期間に適用可能</p> <p>平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間</p> <p>※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能</p>	

#### 4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、

課税事業者・免税事業者の方

「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）  
（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

##### 免税事業者等からの 課税仕入れに係る 経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて  
は、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合  
に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期間	割合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

#### 《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。  
税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

#### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

##### 1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>

※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>  
専用ダイヤル 0570-081-222 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

##### 2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備

※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

#### 《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

## 行事予定

1 月	5日 (木) 石巻税務署へ新年の挨拶	10:00 石巻税務署
	13日 (金) 県連合同委員会	15:00 未定
2 月	20日 (金) 全法連 新年賀詞交歓会	11:00 帝国ホテル
	26日 (木) 新春講演会 新年賀詞交歓会	16:00 石巻グランドホテル 17:40 石巻グランドホテル
3 月	1日 (水) 法人税務セミナー①	14:00 石巻ルネッサンス館
	2日 (木) 法人税務セミナー②	14:00 石巻ルネッサンス館
4 月	3日 (金) 法人税務セミナー③	14:00 石巻ルネッサンス館
	5日 (日) 女性部会 新年の会員交流会	未定 四季の宿 ますや
5 月	8日 (木) 県連第3回厚生委員会	未定 未定
	10日 (土) 県女連 第2回部会長会議	12:00 未定
6 月	2月中旬 ストレスチェック義務化対策セミナー	14:00 石巻グランドホテル
	21日 (火) 健康セミナー(担当:総合南東北病院)	14:00 石巻グランドホテル
7 月	22日 (水) 県女連 第2回連絡会	12:00 未定
	23日 (木) 県連第2回組織委員会	未定 未定
8 月	24日 (金) 県連第3回広報委員会	未定 未定
	県青連 第5回部会長会議	未定 未定
9 月	2月下旬 女性部会 税務研修会	未定 未定
	1日 (木) 県連第2回事業委員会	未定 未定
10 月	3日 (土) 県連第3回総務委員会	14:00 未定
	16日 (木) 県連第3回理事会	未定 未定
11 月	23日 (木) 第3回正副会長会議	11:00 石巻グランドホテル 第3回理事会
		12:00 石巻グランドホテル

※当会ホームページからも、行事予定がご覧いただけます。

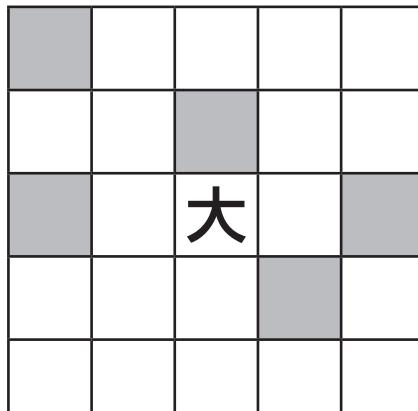
<http://www.i-houjinkai.jp>

## 《漢字を使ったクロスワード・パズル》

11月に新しいアメリカの大統領が決まりました。そこで、大統領の「大」の字の音読み(ダイ)と訓読み(オオ)をヒントにしてパズルを解いてください(タテ・ヨコのかぎは順不同です)。

- ◇第33回法人会全国大会が開かれる都市は?
- ◇あいつは○○ばっかりしている!
- ◇この仕事は○○○○○な気持ちではやれないよ
- ◇ダーウィンが唱えた『○○○論』
- ◇北海道で多く見られる、牧草を貯蔵するレンガなどで作った倉庫をなんという?
- ◇「立て○○に水」(淀みなくしゃべること)
- ◇○○国から雪の便りが…
- ◇子供たちによる魚の○○○○○大会が始まるよ
- ◇ウルフ
- ◇「量より○○」が大事
- ◇健康的で艶やかな○○○○○をしているね
- ◇「○○一葉落ちて天下の秋を知る」

◆解答を書いたクロスワードを切り取るかまたはコピーして、ハガキに貼って、住所・氏名・連絡先をご記入いただき、法人会事務局へお送り下さい。正解者の中から抽選で3名の方にエスタの商品券1000円分をプレゼントいたします。〆切は1月末日までとさせていただきます。



### [作者略歴]

藤木順平(ふじき・じゅんぺい=本名・藤田順一) フリーランスライター



## お知らせ



## 新会員証を作成

創立70周年記念事業の一環として、新たに会員証を作成致しました。会員の皆様には後日お届け致します。

